

平成 23 年 12 月 26 日

松本人志 光文社「FLASH」に対する控訴のお知らせ

ファンのみなさま

関係者 各位

株式会社よしもとクリエイティブ・エージェンシー

当社所属タレントの松本人志が、平成 22 年 8 月 24 日発売の FLASH (9 月 7 日号) 掲載記事に関して謝罪広告等を求めている訴訟について、本日、第一審の判決に対する控訴を申し立てましたので、報告いたします。

問題となっている記事は、松本が、昨年 8 月に、約 2 カ月間の休養（股関節唇損傷の治療のための休養）から復帰した当日の様子をとらえて、松本が深夜まで新宿二丁目にて遊び興じていたかのように報じたものです。

しかし、当日の松本の行動は、スタッフと食事をしつつ番組の打ち合わせを行った後、新宿二丁目のビルに入る当社関連会社に移動して、深夜まで別の打ち合わせを行っていたというものでした。当日は、休養から復帰したばかりで体調も万全ではなく、まだ動きの多い仕事は控えなければならない状況でしたが、休養で遅れの出ていた部分を挽回すべく深夜まで仕事をしていたに過ぎなかったのです。

FLASH 誌は、打ち合わせを終え、ビルから出て帰宅しようとしていた松本の様子を写真撮影し、何らの根拠なく、明らかに誤った見出しと記事内容を付して報じておりました。

松本としては、このような明らかに誤った記事が掲載されるという経緯に納得がいかず、訴訟提起を行ったというのが今回の経緯でした。

この訴訟について、東京地方裁判所は、「原告の当日の行動を興味本位にとらえ、(中略)、休養から復帰し、仕事を再開したばかりの原告に対して好意的とは言えない読者の好奇心を引くような表現を用い、原告やその関係者に不快感を与えた」と、記事の不適切さを認めつつも、当該記事は、「原告(松本)の社会的評価を低下させると認めることができない。」という、極めて形式的な判断のみによって、松本の主張を退けました。

しかしながら、FLASH 誌は、上記記事内容が全くの虚偽であること、このような虚偽の記事が発表されたことが自らの誤認に基づくものであることは認めておりましたし、当社においては、訴訟開始前に、同誌編集長から、事実と異なる記事により松本の名誉を傷つけたことを認めて謝罪する旨の書面も頂いておりました。そして、このような事実関係は、裁判所も認めているところであります。

つまり、一審判決は、本件記事が上記のように全くのねつ造であることや、当時の松本の復帰における状況等は問題とすることなく、記事の文面のみから上記のような形式的な

判断をくだしたものであります。

松本としても、当社としても、このような結論は到底許容することができませんので、本日、控訴をいたしました。

当社としては、今回の記事のような明らかな「嘘」、「ねつ造」に基づく記事が存在するのであれば、タレントの名誉、プライバシー等の権利を守るためにも、訴訟という手段のみならず、当社の側からの情報発信や抗議活動など、様々な手段をもって、継続的に状況の改善を求めていくことが必要であると考えております。

本件訴訟に関しては、引き続き、高等裁判所にて主張内容を明らかにし、適切な判決を求め参ります。松本人志及び当社を支えてくださるファンの皆様並びに関係各位には、大変ご心配をおかけいたしますが、引き続き、ご理解とご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

以 上